

地下水常時監視結果一覧

調 査 区 分		概況定点調査												概況メッシュ調査	
調 査 地 点		1		2		3		4		5		6		7	
探 水 年 月 日		西区栄生一丁目		昭和区妙見町		中川区北江町		南区立脇町		北区安井町		中村区岩塚町		東区矢田四丁目	
		R3. 3. 15		R3. 3. 15		R2. 10. 22		R2. 11. 26		R2. 5. 28		R2. 5. 28		R2. 10. 2	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	0.009	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	0.21	○	<0.10	○	0.11	○	2.15	○	0.03	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	0.26	○	0.14	○	0.56	○	0.10	○	0.13	○	0.48	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.07	○	0.04	○	0.21	○	<0.02	○	0.08	○	0.05	○	0.03	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		8		9		10		11		12		13		14	
採 水 年 月 日		北区猿投町		北区浪打町		北区西味鉦五丁目		西区十方町		西区枇杷島一丁目		中村区牛田通		中村区鳥居西通	
		R2. 10. 30		R2. 10. 2		R2. 11. 18		R2. 9. 30		R2. 10. 2		R2. 10. 28		R2. 10. 29	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.007	○	<0.005	○	<0.005	○	0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	0.002	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0017	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	0.15	○	<0.10	○	1.2	○	<0.10	○	<0.10	○	0.11	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.76	○	0.56	○	0.20	○	0.36	○
ほう素	1 以下	0.07	○	0.06	○	<0.02	○	0.43	○	0.07	○	0.11	○	0.14	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.022	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		15		16		17		18		19		20		21	
採 水 年 月 日		中村区平池町		中村区名駅一丁目		中区大須三丁目		中区大須三丁目		中区丸の内三丁目		昭和区曙町		昭和区駒方町	
		R3. 2. 8		R3. 2. 22		R3. 2. 8		R3. 2. 8		R3. 2. 22		R2. 10. 30		R2. 10. 1	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	0.0013	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.008	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0050	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	0.24	○	6.2	○	8.5	○	<0.10	○	6.1	○	1.6	○
ふっ素	0.8 以下	0.29	○	0.15	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.07	○	0.03	○	0.04	○	0.03	○	<0.02	○	0.04	○	<0.02	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		22		23		24		25		26		27		28	
採 水 年 月 日		中川区荒子二丁目		中川区玉船町		南区笠寺町		守山区天子田一丁目		守山区川宮町		守山区下志段味		守山区中志段味	
測 定 項 目		R2. 9. 30		R2. 9. 30		R2. 10. 22		R2. 10. 23		R2. 10. 2		R2. 10. 23		R2. 10. 23	
環 境 基 準		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.023	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0023	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	0.35	○	0.38	○	<0.10	○	5.5	○
ふっ素	0.8 以下	0.21	○	0.71	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.04	○	0.44	○	0.06	○	0.02	○	<0.02	○	0.02	○	0.03	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査										汚染井戸周辺地区調査			
調 査 地 点		29		30		31		32		33		34		35	
採 水 年 月 日		港区南陽町		緑区浦里五丁目		緑区大高町		緑区鳴海町		天白区塩釜口一丁目		港区港明一丁目		熱田区五番町	
		R2.12.9		R2.10.30		R2.9.30		R2.10.5		R3.2.25		R2.8.31		R2.8.31	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○				
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
砒素	0.01 以下	0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○		
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—					
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	0.0014	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○				
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	0.005	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○				
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	0.21	○	0.48	○	<0.10	○				
ふっ素	0.8 以下	0.21	○	0.35	○	0.10	○	<0.08	○	<0.08	○				
ほう素	1 以下	0.06	○	0.23	○	0.02	○	<0.02	○	<0.02	○				
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	0.006	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～39については12ページ参照。

調 査 区 分		汚染井戸周辺地区調査								定期モニタリング調査					
調 査 地 点		36		37		38		39		40		41		42	
採 水 年 月 日		R2. 11. 12		R2. 11. 12		R2. 11. 12		R2. 12. 3		R2. 11. 20		R2. 12. 7		R2. 12. 25	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下														
総水銀	0.0005以下											<0.0005	○	0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下									0.0024	×				
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下							0.22	○						
ほう素	1 以下	0.004	○	0.021	○	0.018	○								
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～39については12ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		43		44		45		46		47		48		49	
		瑞穂区桃園町		緑区左京山		中川区五女子町		中川区南脇町		西区丸野二丁目		中村区名駅二丁目		瑞穂区船原町	
採 水 年 月 日		R2. 11. 26		R2. 12. 25		R2. 11. 16		R2. 12. 7		R2. 12. 3		R3. 2. 26		R2. 12. 25	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下	0.008	○									0.011	×		
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下									0.0009	○				
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.10	×	0.10	×	0.040	○	<0.004	○						
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下			0.39	×	<0.001	○							0.014	×
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		50		51		52		53		54		55		56	
		南区三条一丁目		南区三条一丁目		緑区池上台三丁目		中村区竹橋町		中村区宿跡町		中村区太閤三丁目		北区大曽根二丁目	
採 水 年 月 日		R3.2.26		R3.2.26		R2.11.20		R2.11.2		R3.2.26		R3.2.26		R3.3.15	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下	0.011	×	0.011	×			0.008	○	0.025	×	0.018	×		
総水銀	0.0005以下					0.015	×								
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下													0.026	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		57		58		59		60		61		62		63	
採 水 年 月 日		中川区松ノ木町		中村区平池町		中川区八家町		中村区道下町		中村区賑町		中区錦三丁目		中区錦三丁目	
測 定 項 目		R2. 11. 26		R3. 3. 16		R2. 11. 16		R2. 12. 25		R3. 2. 8		R3. 3. 16		R3. 3. 16	
環 境 基 準		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下							0.051	×	0.019	×				
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下			0.0062	×									<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.053	×			0.076	×							0.013	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下													<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下					0.032	×							<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下											0.0085	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点59～71については13ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		64		65		66		67		68		69		70	
採 水 年 月 日		R3. 3. 18		R3. 3. 19		R3. 3. 15		R3. 3. 15		R2. 12. 3		R3. 2. 26		R2. 11. 11	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下											0.015	×		
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下									0.0034	×			0.0070	×
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下							0.011	○						
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下					0.004	○								
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0082	○	0.0096	○	0.0090	○								
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点59～71については13ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査	
調 査 地 点		71	
採 水 年 月 日		南区要町 R3. 3. 15	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下		
全 シ ア ン	検出されないこと		
鉛	0.01 以下		
六 価 ク ロ ム	0.05 以下		
砒 素	0.01 以下		
総 水 銀	0.0005以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 以下		
四 塩 化 炭 素	0.002 以下		
クロロエチレン	0.002 以下	0.0029	×
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		
トリクロロエチレン	0.01 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		
チ ウ ラ ム	0.006 以下		
シ マ ジ ン	0.003 以下		
チオベンカルブ	0.02 以下		
ベ ン ゼ ン	0.01 以下		
セ レ ン	0.01 以下		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下		
ふ っ 素	0.8 以下		
ほ う 素	1 以下		
1,4-ジオキサン	0.05 以下		

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点59～71については13ページ参照。

汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～39について

調査地点34～39は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点について、汚染範囲を確認するため周辺地区調査を実施した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
34	港区港明一丁目	ブラザー工業株式会社港工場及び住宅展示場跡地等周辺の井戸水調査
35	熱田区五番町	
36	守山区中志段味	GLP名古屋守山プロジェクト周辺の井戸水調査
37	守山区中志段味	
38	守山区中志段味	
39	中川区松年町	株式会社イノアックコーポレーション新船物流倉庫周辺の井戸水調査

定期モニタリング調査 調査地点59～71について

調査地点59～71は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点である。

調 査 地 点	調 査 件 名
59 中川区八家町	旧福船町ゴルフ練習場周辺井戸水調査
60 中村区道下町	中村区道下町周辺井戸水調査
61 中村区賑町	
62 中区錦三丁目	栄町ビル周辺井戸水調査
63 中区錦三丁目	
64 中区錦三丁目	
65 東区東桜一丁目	地下鉄東山線今池駅周辺井戸水調査
66 千種区今池五丁目	
67 千種区内山一丁目	
68 中川区乗越町	中川区長良町周辺井戸水調査
69 港区汐止町	自然由来調査研究
70 熱田区神野町	旧国家公務員宿舎白鳥住宅周辺井戸水調査
71 南区要町	桜井興産株式会社本社南工場周辺井戸水調査